資料１

［商工労働観光部］

令和2年4月臨時会（事前）
経済委員会資料
商工労働観光部

新 中小・小規模事業者向け「新型コロナ感染症」緊急対策

「中小企業・小規模事業者支援について（新型コロナ感染症関連）」HPはこちらから

【令和２年度４月補正予算額　5,910,000千円】

１　目　　的　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多大な影響を受けている中小・小規模事業者の事業の継続と雇用の維持を図るため、融資制度の拡充及び新たな助成制度の創設を行う。

２　事業内容

（１）新 民間金融機関と連携した事業者の資金繰り支援　5,760,000千円（債務負担行為　R3～5　20,100,000千円）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した県内中小・小規模事業者に対し、実質無利子・保証料ゼロの資金繰り支援を実施し、事業の継続と経営の安定を図る。

- 資金名：新型コロナウイルス感染症対応資金
- 対象者：セーフティネット保証４号・５号、危機関連保証の認定を受けた事業者（既借入金の借換え可能）
- 利　率：実質無利子（当初３年間）
- 保証料：実質ゼロ
- 融資額：３，０００万円以内
- 融資期間：１０年以内（据置５年以内）
- 制度開始：令和２年５月１日（予定）

（２）新 新型コロナ対応雇用継続支援事業　100,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境悪化のため、国の雇用調整助成金を活用し、従業員の雇用継続を図る県内中小・小規模事業者に対して、上乗せ助成を行うことにより支援する。

- 対象者：国の「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症緊急対応特例措置）」の支給決定を受けた県内中小・小規模事業者。（ただし、解雇等を行わない場合についてのみ対象）
- 助成率：休業手当額の１／１０以内（上限１００万円）
  ※令和２年４月１日から６月３０日まで（国の緊急対応期間）の休業に適用

（３）新 宿泊施設帰省者受入れ支援事業　50,000千円

今回の緊急事態措置後において、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定警戒都道府県からやむなく帰県せざるを得ない本県出身者が一定期間滞在するための宿泊施設を確保する。

担当：企業支援課、労働雇用戦略課、観光政策課